

第4章 計画の推進にあたって

1. 計画推進の考え方

(1) 八雲町の推進体制

1) 進行管理と評価の推進

この計画の進行管理と評価、改善については、策定委員会の皆さんによる八雲町地域福祉推進委員会の設置を検討してまいります。

2) 関係各課による進行管理と全体の進行管理

この計画を進めるにあたっては、まず関係各課においての進行管理が必要であり、さらに各課が連携することによって計画全体の進行管理が図られ、確かな推進が図られます。関係各課連携を密にし、庁内全体の計画としてとらえることで総合的・計画的に取り組んでいくことが可能となります。

3) 財源について

この計画には、情報基盤や既存施設などの機能付加などのほかハード整備を盛り込まず、町も町民も事業者もともに汗を流し知恵を出して取り組んでいくことを基本としています。しかし、人材育成や確保、広報啓発活動などには多額の費用がかかりますので、事務事業評価による必要性、有効性、達成度、効率性の検討を行い、効率的な財政投資に努めます。

4) 地域福祉推進のためのネットワークの更なる推進について

町内会等連絡協議会、社会福祉協議会、民生委員協議会、健康推進委員会、安心ほっと連絡会議、社会教育推進委員会、体育指導委員会、青少年健全育成推進協議会、男女共同参画社会をめざす会、女性連絡会議、産業青年団体、子ども会育成連絡協議会、障がい者団体、家族会、高齢者能力活用センター、老人クラブ連合会、NPO法人、その他地域福祉を担っていく団体で、交流や情報・意見交換、研修、相互協力などを進めていきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進する中心的な団体と位置づけられています。

民間の立場で、地域の生活課題の解決に取り組んでいく中核となる社会福祉協議会は、平成20年に「第3期地域福祉実践計画」を策定しています。この計画とは、理念や基本的な方向で共通する部分があります。

また、地域での活動への幅広い町民参加、参画をはじめとして、この計画の各分野では社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されていますので、協働しながら施策の実現をはかっていきます。

(3) 町民への期待

町民一人ひとりが地域福祉についての理解を深め、自らが地域社会を構成する一員であることを認識する必要があります。

そして、身近なところで何ができるのかを考えながら、自主的な活動の実践を通じて地域福祉の担い手になることが求められています。

(4) 福祉サービス事業者への期待

福祉サービス事業者は、福祉サービスの供給主体として町民のニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携で総合的なサービスを提供する必要があります。

また、町の事業所は、バリアフリーやユニバーサルデザインなどの地域福祉の考えを十分に慮し、企業ボランティアの取り組みやボランティア休暇制度の普及と利用促進、障がい者等の用などを進めることが求められています。

止計

各課
業の
能と

でお
。し
面に

ネッ
共同
各団
推進

ま

成
など

会
よ

に

社

用

一

配
雇